

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045 沿革 (略) <u>令和4年3月30日 一部改正</u></p> <p>第1章 一般的事項 (第1条 - 第54条) 第1節 定義等 (第1条 - 第13条) 第2節 引受基準等 (第14条 - 第27条) 第3節 個別保証枠 (第28条 - 第33条) 第4節 保険料率算定等 (第34条、第35条) 第5節 保険の申込 (第36条 - 第40条) 第6節 保険料 (第41条、第42条) 第7節 確定通知 (第43条 - 第46条) 第8節 保険金の支払等 (第47条 - 第54条) 第2章 貿易一般保険包括保険 (企業総合) 関係 (第55条 - 第67条) 第3章 貿易一般保険包括保険 (技術提供契約等) 関係 (第68条) 第4章 貿易一般保険 (個別) 関係 (第69条) 第5章 雑則 (第70条)</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045 沿革 (略)</p> <p>第1章 一般的事項 (第1条 - 第54条) 第1節 定義等 (第1条 - 第13条) 第2節 引受基準等 (第14条 - 第27条) 第3節 個別保証枠 (第28条 - 第33条) 第4節 保険料率算定等 (第34条、第35条) 第5節 保険の申込 (第36条 - 第40条) 第6節 保険料 (第41条、第42条) 第7節 確定通知 (第43条 - 第46条) 第8節 保険金の支払等 (第47条 - 第54条) 第2章 貿易一般保険包括保険 (企業総合) 関係 (第55条 - 第67条) 第3章 貿易一般保険包括保険 (技術提供契約等) 関係 (第68条) 第4章 貿易一般保険 (個別) 関係 (第69条) 第5章 雑則 (第70条)</p>	
<p>第1章 一般的事項 第1節 定義等 第1条～第8条の3 (略)</p>	<p>第1章 一般的事項 第1節 定義等 第1条～第8条の3 (略)</p>	
<p>(内容変更等の通知範囲) 第8条の4 約款第22条第1項の規定に基づき通知を行う場合又は各包括特約書の規定に基づき内容変更等について保険契約の変更を希望する場合に通知を行う場合であって、当該通知の日までに日本貿易保険に通知されていない他の内容変更等(重大な内容変更等に該当するものに限る。以下「他の重大な内容変更等」という。)が生じている場合は、当該他の重大な内容変更等を含めて一括して当該通知の対象としなければならない。ただし、当該通知の時点において、代金等の決済が完了し</p>	<p>(内容変更等の通知範囲) 第8条の4 約款第22条第1項の規定に基づき通知を行う場合又は各包括特約書の規定に基づき内容変更等について保険契約の変更を希望する場合に通知を行う場合であって、当該通知の日までに日本貿易保険に通知されていない他の内容変更等(重大な内容変更等に該当するものに限る。以下「他の重大な内容変更等」という。)が生じている場合は、当該他の重大な内容変更等を含めて一括して当該通知の対象としなければならない。ただし、当該通知の時点において、代金等の決済が完了し</p>	

新	旧	備考
<p>ているものについてはこの限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 包括特約書の重大な内容変更等に係る規定に基づき日本貿易保険に対する書面での通知又は承認申請を要する内容変更等が生じた対象契約のうち、当該対象契約に係る代金等のうち起算点後に決済される部分（リテンション決済部分等をいう。）のみが未決済の状態であるものについては、被保険者が保険契約の変更を希望しない旨を別紙様式第3「<u>重大な内容変更等の通知・事前申請義務の免除に係る申請書</u>」により申請し、日本貿易保険が当該申請を承認した場合に、当該包括特約書の規定に関わらず、被保険者は当該内容変更等に係る書面での通知又は承認申請を要さないものとする。</p>	<p>ているものについてはこの限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 包括特約書の重大な内容変更等に係る規定に基づき日本貿易保険に対する書面での通知又は承認申請を要する内容変更等が生じた対象契約のうち、当該対象契約に係る代金等のうち起算点後に決済される部分（リテンション決済部分等をいう。）のみが未決済の状態であるものについては、被保険者が保険契約の変更を希望しない旨を別紙様式第7により申請し、日本貿易保険が当該申請を承認した場合に、当該包括特約書の規定に関わらず、被保険者は当該内容変更等に係る書面での通知又は承認申請を要さないものとする。</p>	
<p>第8条の5～第12条 (略)</p>	<p>第8条の5～第12条 (略)</p>	
<p>(増加費用保険の取扱い)</p> <p>第13条 約款第3条第3号に規定する「航海に変更があったこと」とは、出発港及び到着港の一方又は双方に変更があった場合をいい、「航路に変更があったこと」とは、出発港及び到着港に変更がなく途中の航行地点に変更があった場合をいう。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 子会社等（海外商社の与信管理について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00075。以下「与信管理規程」という。）第9条第2項各号のいずれかに該当する海外商社をいう。）を相手方とする輸出契約等であって、当該輸出貨物等の船積時までに当該輸出貨物等の最終需要者が確定している場合においては、約款第3条第3号における「運賃又は保険料の増加額（以下「増加費用」という。）を被保険者が新たに負担することとなったこと」は、輸出契約等に関し航海又は航路の変更によって生じた運賃又は保険料の増加額の負担について当該子会社等と当該最終需要者との間で十分協議が行なわれた後、当該子会社等の要求により当該輸出契約等の輸出者等が負担することとなった場合とする。</p>	<p>(増加費用保険の取扱い)</p> <p>第13条 約款第3条第3号に規定する「航海に変更があったこと」とは、出発港及び到着港の一方又は双方に変更があった場合をいい、「航路に変更があったこと」とは、出発港及び到着港に変更がなく途中の航行地点に変更があった場合をいう。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 子会社等（海外商社の与信管理について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00075。以下「与信管理規程」という。）第8条第2項各号のいずれかに該当する海外商社をいう。）を相手方とする輸出契約等であって、当該輸出貨物等の船積時までに当該輸出貨物等の最終需要者が確定している場合においては、約款第3条第3号における「運賃又は保険料の増加額（以下「増加費用」という。）を被保険者が新たに負担することとなったこと」は、輸出契約等に関し航海又は航路の変更によって生じた運賃又は保険料の増加額の負担について当該子会社等と当該最終需要者との間で十分協議が行なわれた後、当該子会社等の要求により当該輸出契約等の輸出者等が負担することとなった場合とする。</p>	
<p>第2節 (略)</p>	<p>第2節 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>第3節 個別保証枠 (個別保証枠の申請等)</p> <p>第28条 名簿上E E格、E A格、E M格又はE F格 (以下この節において「E格」という。)に格付けされた者を代金等の支払人とする2年未満案件について個別保険の申込みをしようとする者又は名簿上E M格又はE F格に格付けされた者を代金等の支払人とする2年未満案件について設備財等包括特約書が適用される保険契約の被保険者になるべき者であつて、約款第3条第2号又は第4号の信用危険 (以下「船後信用危険」という。) のてん補を希望するものうち、個別保証枠の確認を希望するものは、輸出契約等の金額について、<u>日本貿易保険に個別保証枠確認申請を行うものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(個別保証枠の申請等)</p> <p>第28条 名簿上E E格、E A格、E M格又はE F格 (以下この節において「E格」という。)に格付けされた者を代金等の支払人とする2年未満案件について個別保険の申込みをしようとする者又は名簿上E M格又はE F格に格付けされた者を代金等の支払人とする2年未満案件について設備財等包括特約書が適用される保険契約の被保険者になるべき者であつて、約款第3条第2号又は第4号の信用危険 (以下「船後信用危険」という。) のてん補を希望するものうち、個別保証枠の確認を希望するものは、輸出契約等の金額について、<u>別紙様式第2「個別保証枠確認申請書」を日本貿易保険に提出するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>この節に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定めるWEB申請サービスの利用について(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00090)によるものとする。</u></p>	
<p>(個別保証枠の確認等)</p> <p>第29条 日本貿易保険は、前条第1項又は次条の規定による申請があつた場合は、当該申請に係る金額が、保証枠残高の範囲内である場合は、<u>個別保証枠確認証 (以下「確認証」という。)を申請者に発行するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(個別保証枠の確認等)</p> <p>第29条 日本貿易保険は、前条第1項又は次条の規定による申請があつた場合は、当該申請に係る金額が、保証枠残高の範囲内である場合は<u>確認する旨を、又は保証枠残高を超える場合は確認できない旨を別紙様式第3「個別保証枠確認証」(以下「確認証」という。)により申請者に通知するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>	
<p>第30条 (略)</p>	<p>第30条 (略)</p>	
<p>(確認証の訂正等)</p> <p>第31条 確認証について、第28条第1項若しくは第30条の規定による申請時の誤記等による記載内容の訂正又は変更 (<u>以下「訂正等」という。</u>)の取扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 確認証に記載された支払人の名称に訂正等があつたときは、当該保険契約の申込日までに、<u>海外商社名簿について(平成29年4月1日17 - 制度 - 00074。以下「海外商社名簿について」という。)に基づき訂正等を行うことにより、確認証中の支払人の名称も訂正等がなされ</u></p>	<p>(確認証の訂正等)</p> <p>第31条 確認証について、第28条第1項若しくは第30条の規定による申請時の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 確認証に記載された支払人の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があつたときは、当該保険契約の申込日までに、<u>確認証の原本及びその事実を証明する書類並びに別紙様式第4「個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書」(以下「内容訂正変更通知書」という。)を日</u></p>	

新	旧	備考
<p><u>たものとみなす。</u></p> <p>二 支払人を変更したときは、当該変更前の支払人について発行された確認証は無効とする。この場合にあつては、<u>速やかに日本貿易保険に</u> <u>杵戻通知を行うものとする。</u></p> <p>三 契約金額の表示通貨を変更したときであつても、<u>確認金額を超えない限りにおいては、引き続き当該確認証は有効とする。</u></p>	<p><u>本貿易保険に提出するものとする。</u></p> <p>二 支払人を変更したときは、当該変更前の支払人について発行された確認証は無効とする。この場合にあつては、<u>速やかに別紙様式第5「貿易一般保険(決済/杵戻)通知書」(以下「決済等通知書」という。)</u>を日本貿易保険に提出するものとする。</p> <p>三 契約金額の表示通貨を変更(<u>確認金額の範囲内の変更に限る。)</u>したときは、<u>内容訂正変更通知書の提出は要しないものとする。</u></p>	
<p>(決済通知)</p> <p>第32条 確認証を取得して保険契約を締結した者又は保険契約の申込時に保証杵残高の範囲内である旨日本貿易保険による確認を受けて保険契約を締結した者(設備財等包括特約書については被保険者)は、当該保険契約に係る輸出契約等の金額の全部若しくは一部が決済されたとき又は輸出契約等の支払人に変更があつたときは、当該輸出契約等の相手方がE格に格付されている場合に限り、<u>日本貿易保険に決済通知を行うことができる。</u></p>	<p>(<u>決済等通知書の提出等</u>)</p> <p>第32条 確認証を取得して保険契約を締結した者又は保険契約の申込時に保証杵残高の範囲内である旨日本貿易保険による確認を受けて保険契約を締結した者(設備財等包括特約書については被保険者)は、当該保険契約に係る輸出契約等の金額の全部若しくは一部が決済されたとき又は輸出契約等の支払人に変更があつたときは、当該輸出契約等の相手方がE格に格付されている場合に限り、<u>決済等通知書を日本貿易保険に提出することができる。</u></p>	
<p>(未使用の確認金額に係る取扱い)</p> <p>第33条 第29条第1項の規定により確認を受けた者は、確認金額について保険契約を締結しなかったときは、有効期限前にあつては速やかに、有効期間終了後にあつてはその有効期間が終了した日から、5営業日以内に、<u>日本貿易保険に杵戻通知を行わなければならない。</u>ただし、確認金額の100分の5未満の額について保険契約を締結しなかった場合又は確認に係る支払人がE格以外に格付された場合は、当該通知は要しないものとする。</p>	<p>(未使用の確認金額に係る取扱い)</p> <p>第33条 第29条第1項の規定により確認を受けた者は、確認金額について保険契約を締結しなかったときは、有効期限前にあつては速やかに、有効期間終了後にあつてはその有効期間が終了した日から、5営業日以内に、<u>決済等通知書を日本貿易保険に提出しなければならない。</u>ただし、確認金額の100分の5未満の額について保険契約を締結しなかった場合又は確認に係る支払人がE格以外に格付された場合は、当該通知書の提出は要しないものとする。</p>	
<p>第4節 保険料率算定等</p> <p>第34条 (略)</p>	<p>第4節 保険料率算定等</p> <p>第34条 (略)</p>	
<p>(保険料率算定の際の国カテゴリー)</p> <p>第34条の2 保険契約を締結する場合の保険料率等規程に規定する国カテゴリーは、保険契約締結日における国カテゴリーとする。</p> <p>2 (略)。</p>	<p>(保険料率算定の際の国カテゴリー)</p> <p>第34条の2 保険契約を締結する場合の保険料率等規程に規定する国カテゴリーは、保険契約締結日における国カテゴリーとする。</p> <p>2 (略)。</p>	

新	旧	備考
<p>3 第1項にかかわらず、保険契約の締結を希望する者が、輸出契約等（2年未満案件に限り、鋼材特約書の対象となるものを除く。）が他の輸出者等と競争の状況にある旨を別紙様式第2「変更前国カテゴリー適用申請書」（以下、「申請書」という。）により申請し、日本貿易保険が当該申請を承認証により認めた場合には、保険契約を締結する場合の保険料率等規程に規定する国カテゴリーは、当該承認証に記載の国カテゴリーとする。ただし、次のすべてに該当する場合に限るものとする。なお、保険引受の可否については、日本貿易保険が別に定める引受基準によるものとする。</p> <p>一～二 （略）</p>	<p>3 第1項にかかわらず、保険契約の締結を希望する者が、輸出契約等（2年未満案件に限り、鋼材特約書の対象となるものを除く。）が他の輸出者等と競争の状況にある旨を別紙様式第6「変更前国カテゴリー適用申請書」（以下、「申請書」という。）により申請し、日本貿易保険が当該申請を承認証により認めた場合には、保険契約を締結する場合の保険料率等規程に規定する国カテゴリーは、当該承認証に記載の国カテゴリーとする。ただし、次のすべてに該当する場合に限るものとする。なお、保険引受の可否については、日本貿易保険が別に定める引受基準によるものとする。</p> <p>一～二 （略）</p>	
<p>第35条～第38条 （略）</p>	<p>第35条～第38条 （略）</p>	
<p>（包括保険の保険申込みの遅滞等の取扱い）</p> <p>第39条 包括特約書に規定する保険の申込みの遅滞の起算日は、下表に掲げる日とする。</p> <p>（表） 略</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 日本貿易保険は、第1項に規定する日から2月を経過した後に保険の申込みを受けた場合（輸出組合又はこれに準ずる団体（以下「組合等」という。）との間で締結した特約書（以下「組合包括」という。）に基づく保険の申込みにあつては、当該保険の申込みの遅滞又は脱漏について、組合等の故意又は重大な過失が主たる原因である場合を除く。）には、その都度、当該保険の申込みに係る輸出者等に申込遅滞理由書を求めることができる。ただし、海外商社名簿について第8条に基づく信用調査報告書の取得に相当程度の日数を要した場合を除く。</p> <p>5～8 （略）</p>	<p>（包括保険の保険申込みの遅滞等の取扱い）</p> <p>第39条 包括特約書に規定する保険の申込みの遅滞の起算日は、下表に掲げる日とする。</p> <p>（表） 略</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 日本貿易保険は、第1項に規定する日から2月を経過した後に保険の申込みを受けた場合（輸出組合又はこれに準ずる団体（以下「組合等」という。）との間で締結した特約書（以下「組合包括」という。）に基づく保険の申込みにあつては、当該保険の申込みの遅滞又は脱漏について、組合等の故意又は重大な過失が主たる原因である場合を除く。）には、その都度、当該保険の申込みに係る輸出者等に申込遅滞理由書を求めることができる。ただし、海外商社名簿について <u>（平成29年4月1日17 - 制度 - 00074）</u> 第8条に基づく信用調査報告書の取得に相当程度の日数を要した場合を除く。</p> <p>5～8 （略）</p>	
<p>第40条～第40条の2 （略）</p>	<p>第40条～第40条の2 （略）</p>	
<p>第6節～第8節 （略）</p>	<p>第6節～第8節 （略）</p>	

新	旧	備考
第2章～第4章 (略)	第2章～第4章 (略)	
第5章 雑則 第70条 (略)	第5章 雑則 第70条 (略)	
<p><u>(電子情報処理組織を使用した手続)</u> <u>第71条 本規程に規定する手続のうち、日本貿易保険が認めるものは、電子情報処理組織を使用して行うものとする。</u></p> <p>附 則 <u>この改正は、令和4年4月11日から実施する。</u></p>		
別表第1～別表第3 (略)	別表第1～別表第3 (略)	
別紙様式第1 (略)	別紙様式第1 (略)	
	<p><u>別紙様式第2</u></p> <p><u>個別保証枠確認申請書</u></p> <p><u>株式会社日本貿易保険のホームページ (http://nexi.go.jp/) にてご提供しておりますWebサービスによりご提出ください。</u></p>	
	<p><u>別紙様式第3</u></p> <p><u>個別保証枠確認証(貿易一般保険)</u></p> <p><u>申請日</u> <u>申請者</u> <u>輸出契約等の番号</u> <u>輸出契約等の締結日</u></p>	

新	旧	備考												
	<p style="text-align: center;"><u>個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書</u></p> <p><u>個別保証枠確認証の記載内容に、訂正又は変更がありましたので通知します。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">確認番号</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">確認年月日</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">訂正変更事項</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">新</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">旧</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">変更事由</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table>	確認番号	確認年月日			訂正変更事項		新	旧			変更事由		
確認番号	確認年月日													
訂正変更事項														
新	旧													
変更事由														
	<p><u>別紙様式第5</u></p> <p style="text-align: center;"><u>貿易一般保険(決済/枠戻)通知書</u></p>													

新	旧	備考																								
	<p>株式会社日本貿易保険のホームページ (http://nexi.go.jp/) にてご提供しておりますWebサービスによりご提出ください。</p>																									
<p>別紙様式第2</p> <p>変更前国カテゴリー適用申請書</p> <p>申請日 年 月 日 (番号等)</p> <p>企業名</p> <p>申請者名</p> <p>印</p> <p>年 月 日付で日本貿易保険が国カテゴリーを変更することを公表した【 国名 】について、貿易一般保険運用規程第34条の2第3項の規定に基づき下記の通り変更前の国カテゴリーの適用を申請します。</p> <table border="1" data-bbox="96 1066 974 1468"> <tr><td>対象プロジェクト名</td><td></td></tr> <tr><td>プロジェクトの概要</td><td></td></tr> <tr><td>保険利用者名</td><td>(シッパーコード)</td></tr> <tr><td>輸出契約等の相手方</td><td>(バイヤーコード) (格付)</td></tr> <tr><td>輸出契約等の契約金額</td><td></td></tr> <tr><td>保険種名 (貿</td><td></td></tr> </table>	対象プロジェクト名		プロジェクトの概要		保険利用者名	(シッパーコード)	輸出契約等の相手方	(バイヤーコード) (格付)	輸出契約等の契約金額		保険種名 (貿		<p>別紙様式第6</p> <p>変更前国カテゴリー適用申請書</p> <p>申請日 年 月 日 (番号等)</p> <p>企業名</p> <p>申請者名</p> <p>印</p> <p>年 月 日付で日本貿易保険が国カテゴリーを変更することを公表した【 国名 】について、貿易一般保険運用規程第34条の2第3項の規定に基づき下記の通り変更前の国カテゴリーの適用を申請します。</p> <table border="1" data-bbox="1003 1066 1881 1468"> <tr><td>対象プロジェクト名</td><td></td></tr> <tr><td>プロジェクトの概要</td><td></td></tr> <tr><td>保険利用者名</td><td>(シッパーコード)</td></tr> <tr><td>輸出契約等の相手方</td><td>(バイヤーコード) (格付)</td></tr> <tr><td>輸出契約等の契約金額</td><td></td></tr> <tr><td>保険種名 (貿</td><td></td></tr> </table>	対象プロジェクト名		プロジェクトの概要		保険利用者名	(シッパーコード)	輸出契約等の相手方	(バイヤーコード) (格付)	輸出契約等の契約金額		保険種名 (貿		
対象プロジェクト名																										
プロジェクトの概要																										
保険利用者名	(シッパーコード)																									
輸出契約等の相手方	(バイヤーコード) (格付)																									
輸出契約等の契約金額																										
保険種名 (貿																										
対象プロジェクト名																										
プロジェクトの概要																										
保険利用者名	(シッパーコード)																									
輸出契約等の相手方	(バイヤーコード) (格付)																									
輸出契約等の契約金額																										
保険種名 (貿																										

新		旧		備考
易一般保険のうち、対象保険種名を記載)		易一般保険のうち、対象保険種名を記載)		
プロジェクト実施国	(国コード)	プロジェクト実施国	(国コード)	
申請理由		申請理由		
エビデンス(書類リストと概略説明)		エビデンス(書類リストと概略説明)		
備考		備考		
<p>注1：「申請理由」の欄には、入札期間、社内方針決定状況、応札状況、落札状況、相手方との交渉状況等、申請対象となる輸出契約等が他の輸出者等と競争の状況にある旨をご記入ください。</p> <p>注2：「エビデンス(書類リストと概略説明)」の欄には、本申請書と併せてご提出頂くエビデンス(例：入札書類(相手方の入札条件に係るページ)、社内方針決定書類(応札価格・方針・時期等に係る決定内容)等)のリスト及び概略をご記入ください。</p>		<p>注1：「申請理由」の欄には、入札期間、社内方針決定状況、応札状況、落札状況、相手方との交渉状況等、申請対象となる輸出契約等が他の輸出者等と競争の状況にある旨をご記入ください。</p> <p>注2：「エビデンス(書類リストと概略説明)」の欄には、本申請書と併せてご提出頂くエビデンス(例：入札書類(相手方の入札条件に係るページ)、社内方針決定書類(応札価格・方針・時期等に係る決定内容)等)のリスト及び概略をご記入ください。</p>		

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><u>承認証</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">株式会社日本貿易保険</p> <p>年 月 日付けで変更前国カテゴリー適用について申請があった件について下記の通り回答します。なお、当該輸出契約等について保険申込みを行う場合には、各手続細則に従い、輸出契約等を証する書類を添えて行うものとします。</p> <p><input type="checkbox"/> 年 月 日までに保険契約締結を行った場合に限り、 国に係る保険料率等規程に規定する国カテゴリーは カテゴリーとすることを承認します。</p> <p><input type="checkbox"/> 年 月 日までに保険契約締結を行った場合に限り、下記の条件付きで、国に係る保険料率等規程に規定する国カテゴリーは カテゴリーとすることを承認します。</p> <p><input type="checkbox"/> 承認しません。</p>	<p style="text-align: center;"><u>承認証</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">株式会社日本貿易保険</p> <p>年 月 日付けで変更前国カテゴリー適用について申請があった件について下記の通り回答します。なお、当該輸出契約等について保険申込みを行う場合には、各手続細則に従い、輸出契約等を証する書類を添えて行うものとします。</p> <p><input type="checkbox"/> 年 月 日までに保険契約締結を行った場合に限り、 国に係る保険料率等規程に規定する国カテゴリーは カテゴリーとすることを承認します。</p> <p><input type="checkbox"/> 年 月 日までに保険契約締結を行った場合に限り、下記の条件付きで、国に係る保険料率等規程に規定する国カテゴリーは カテゴリーとすることを承認します。</p> <p><input type="checkbox"/> 承認しません。</p>	
理由又はその他の条件等	理由又はその他の条件等	

新	旧	備考
<p>別紙様式第<u>3</u></p> <p>重大な内容変更等の通知・事前申請義務の免除に係る申請書</p> <p>申請日 年 月 日 (番号等)</p> <p>企業名</p> <p>申請者名</p> <p>印</p> <p>年 月 日付けで保険契約を締結した対象契約について、保険契約の変更を希望しないため、貿易一般保険運用規程第8条の4第3項に基づき下記のとおり申請します。</p> <p>なお、本申請について日本貿易保険が承認した場合は、以後、対象契約について貿易一般保険約款の規定に基づく内容変更等の通知又は承認申請を行うことができないこと、及び当該内容変更等に基づいて生じた損失についててん補されず、よって当該損失について保険金の請求を行うことができないことを理解の上で、本申請を行います。</p> <p>注：本申請書と併せて、現在の入金状況に関する説明書及び完工・引渡済みであることを証する書類（完工・引渡の証明書が入手できない場合にあっては、客先との交渉状況等に関する説明書等）をご提出下さい。</p>	<p>別紙様式第<u>7</u></p> <p>重大な内容変更等の通知・事前申請義務の免除に係る申請書</p> <p>申請日 年 月 日 (番号等)</p> <p>企業名</p> <p>申請者名</p> <p>印</p> <p>年 月 日付けで保険契約を締結した対象契約について、保険契約の変更を希望しないため、貿易一般保険運用規程第8条の4第3項に基づき下記のとおり申請します。</p> <p>なお、本申請について日本貿易保険が承認した場合は、以後、対象契約について貿易一般保険約款の規定に基づく内容変更等の通知又は承認申請を行うことができないこと、及び当該内容変更等に基づいて生じた損失についててん補されず、よって当該損失について保険金の請求を行うことができないことを理解の上で、本申請を行います。</p> <p>注：本申請書と併せて、現在の入金状況に関する説明書及び完工・引渡済みであることを証する書類（完工・引渡の証明書が入手できない場合にあっては、客先との交渉状況等に関する説明書等）をご提出下さい。</p>	

新		旧		備考
<u>承認証</u>		<u>承認証</u>		
年 月 日		年 月 日		
殿		殿		
株式会社日本貿易保険		株式会社日本貿易保険		
年 月 日付で申請があった件について下記の通り回答します。		年 月 日付で申請があった件について下記の通り回答します。		
保険証券番号		保険証券番号		
被保険者名	(シッパーコード)	被保険者名	(シッパーコード)	
内容変更等事由		内容変更等事由		
内容変更等事由の発生日		内容変更等事由の発生日		
輸出契約等の契約金額（うち内容変更等の発生日における未決済金額）		輸出契約等の契約金額（うち内容変更等の発生日における未決済金額）		
未決済金額部分の決済方法		未決済金額部分の決済方法		

新		旧		備考
未決済金額部分に関する現在の状況及び今後の決済見込み		未決済金額部分に関する現在の状況及び今後の決済見込み		
備考		備考		
<input type="checkbox"/> 貿易一般保険運用規程第8条の4第3項に規定する要件に該当する旨を確認しました。よって、本申請を承認し、重大な内容変更等の通知又は承認申請は不要とします。 <input type="checkbox"/> 貿易一般保険運用規程第8条の4第3項に規定する要件に該当する旨を確認できませんでした。よって本申請は承認しません。		<input type="checkbox"/> 貿易一般保険運用規程第8条の4第3項に規定する要件に該当する旨を確認しました。よって、本申請を承認し、重大な内容変更等の通知又は承認申請は不要とします。 <input type="checkbox"/> 貿易一般保険運用規程第8条の4第3項に規定する要件に該当する旨を確認できませんでした。よって本申請は承認しません。		
備考		備考		